

稲沢市災害廃棄物処理計画

令和元年 8 月

稲沢市

目次

第1編 総則

第1章 基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 想定する災害と災害廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 想定する災害の最大モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 対象とする災害廃棄物等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

- 1 災害廃棄物処理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 処理スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 組織体制と業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 情報収集及び連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 関係機関、民間事業者等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 応援・支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 自衛隊、警察、消防、ボランティア等との連携・・・・・・・・ 10
- 6 市民等への広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

- 1 ごみ・し尿の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) ごみの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) し尿の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 一般廃棄物処理施設への対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

- 1 災害廃棄物処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 災害廃棄物発生量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 収集運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

4	仮置場の設置、管理・運営、返却	19
5	中間処理・再資源化・最終処分	22
	(1) 一般廃棄物処理施設の処理能力	22
	(2) 処理フロー	22
	(3) 分別・処理・再生利用	23
	(4) 最終処分	26
6	広域処理	26
7	適正処理が困難な廃棄物の対策	27
8	路上の廃棄物の除去	29
9	損壊家屋等の解体・撤去	29
10	環境対策、モニタリング、火災防止対策	30
11	思い出の品	32

第3編 本計画の推進・見直し

1	本計画の推進	33
2	教育(人材育成)、訓練	33
3	本計画の見直し	33

第1編 総則

第1章 基本的事項

1 計画の目的

文部科学省の機関である地震調査研究推進本部は、愛知県全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率を70～80%程度と予測しており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫などの災害リスクも高まっている。

こうしたことから、環境省において、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針（以下「国指針」という。）」が策定され、県においても平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」が策定されたところである。

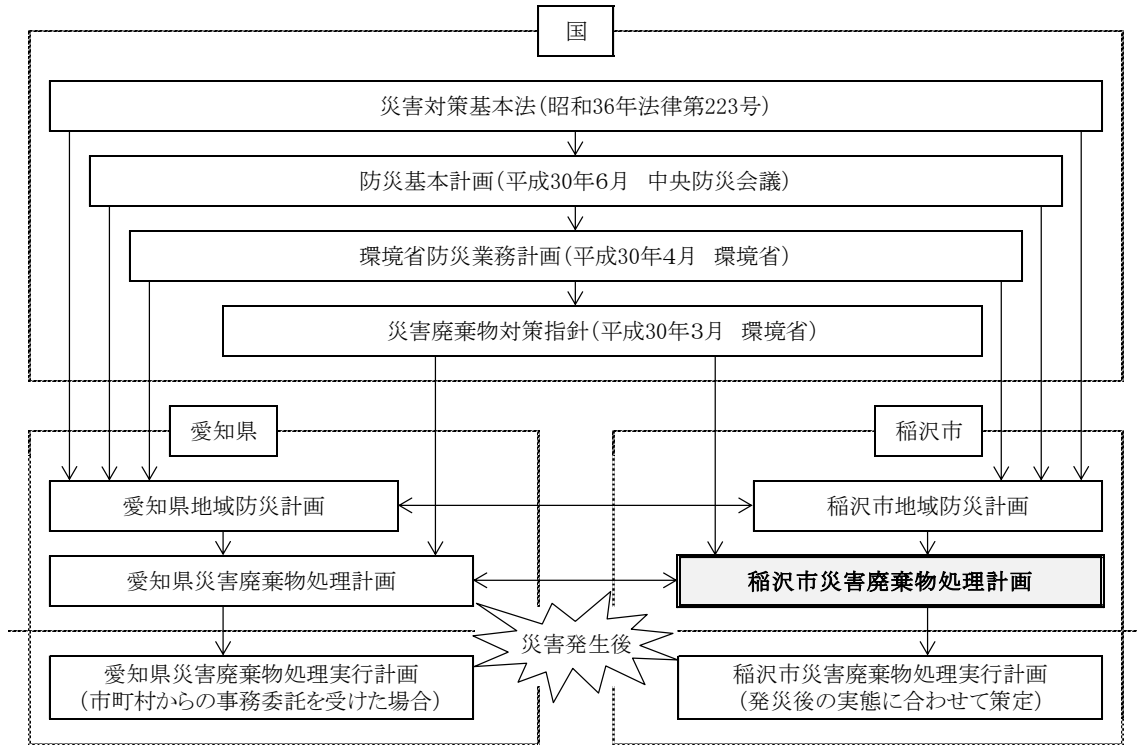
このような背景を踏まえ、災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれきなど）を適正かつ迅速に処理するために、「稲沢市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定するものである。

2 本計画の位置付け

本計画は、国指針に基づいて策定するものであり、「稲沢市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」及び「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、災害廃棄物を迅速に処理するための考え方を示したものである。本計画の位置付けは、図表1-1-1のとおりである。

なお、災害発生後の災害廃棄物の処理は本計画の内容を踏まえて実施するが、実際の被害状況等を把握し、廃棄物処理を適正に進めるため、「稲沢市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定する。

図表 1-1-1 本計画の位置付け



【災害廃棄物対策指針(平成30年3月、環境省)を参考に作成】

3 想定する災害と災害廃棄物

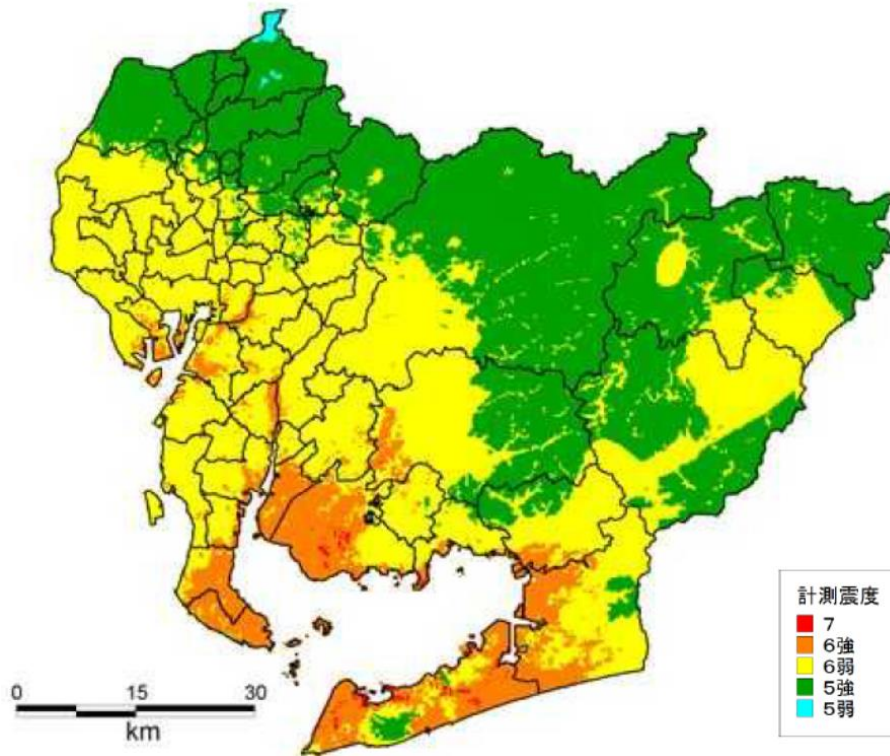
(1) 想定する災害の最大モデル

本計画では、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」による被害想定を対象とする。また、風水害等が発生した場合においても、その被害に応じて本計画を準用する。(図表 1-1-2、図表 1-1-3、図表 1-1-4)

図表 1-1-2 想定する地震

地震名	過去地震最大モデル
震源域	南海トラフ周辺
震度	6弱
津波	到達なし

図表1-1-3 想定震度分布



出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

図表1-1-4 想定する被害

*：被害わずか

建物被害 (建物全壊・焼失棟数)	揺れによる全壊	約200棟
	液状化による全壊	約1,800棟
	浸水・津波による全壊	*
	急傾斜地崩壊等による全壊	*
	地震火災による焼失	約10棟
人的被害(死者数)	建物倒壊等による死者 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	10人 (10人)
	浸水・津波による死者	*
	急傾斜地崩壊等による死者	*
	地震火災による死者	*
避難者数	地震による避難者(発災1カ月後)	約90,000人

【稲沢市地域防災計画(平成30年度修正)を参考に作成】

(2) 対象とする災害廃棄物等

本計画では、被災者の生活に伴う廃棄物及び災害によって発生する廃棄物等を対象とする。

(図表1-1-5)

なお、事業所等から排出される災害廃棄物等については、事業者が自ら処理等を行うことを基本とするが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応する。

図表1-1-5 災害廃棄物等の区分

種 類		内 容
① に被 伴災 う者 廃の 棄生 物活	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	粗大ごみ等	家庭及び避難所から排出される粗大ごみ、破碎ごみ
	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレなど)からの汲取りし尿
② 災 害 に よ っ て 発 生 す る 廃 棄 物 な ど	可燃物	繊維類、紙、木くずなどが混在した廃棄物
	不燃物	コンクリート、ガラス・陶磁器くず、土砂などが混在した不燃性の廃棄物
	木くず	柱、梁、壁材など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	腐敗性廃棄物	冷凍冷蔵庫等から排出される食品廃棄物・水産廃棄物、飼肥料工場等から排出される飼料・肥料、畳など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車
	有害廃棄物	廃石綿等、石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、薬品、注射針など
	その他、処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やスプリングマットレス・ソファーなどの市の施設で処理が困難なもの

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

1 災害廃棄物処理の基本方針

以下に示す基本方針に従って、災害廃棄物の処理を行う。

①衛生的かつ迅速な処理

災害廃棄物（し尿を含む）については、公衆衛生に支障がないよう、可能な限り迅速な処理を行う。

②計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、多量に発生した災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により災害廃棄物の計画的な処理を進める。

③安全・環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理は、安全確保を図るとともに、環境に配慮して行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの原則禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策などに配慮する。

④分別及び再資源化の推進

災害廃棄物の分別の徹底及び再資源化の推進により、最終処分量の軽減を図る。

⑤民間事業者・他自治体との連携

被害状況等に応じて民間事業者、団体及び国、県、他の自治体等に対し、協定に基づいた支援を検討していく。

2 処理スケジュール

災害廃棄物は、1年程度で収集し、3年以内に処理することを目標にスケジュールを定める。

(図表1-2-1)

発災後は、災害廃棄物発生量、処理施設の被害状況及び処理可能量などを踏まえた処理スケジュールを作成する。また、災害廃棄物処理の進捗に応じて、処理見込量等を算出し、処理スケジュールを見直す。

図表1-2-1 処理スケジュール

項目	1年目			2年目			3年目		
発生量の実測	■								
実行計画の策定、見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■
がれき撤去	■	■							
家屋(解体・撤去)	■	■	■						
仮設トイレ	■	■							
避難所ごみの収集運搬	■	■							
一次仮置場の設置	■	■	■	■	■	■			
二次仮置場の設置	■	■	■	■	■	■	■	■	
焼却処理	■	■	■	■	■	■	■	■	■
処分	■	■	■	■	■	■	■	■	■
広域処理	■	■	■	■	■	■	■	■	■
仮設処理施設(準備・建設)	■	■	■						
仮設処理施設(稼働)				■	■	■	■	■	■
仮設処理施設(解体・撤去)									■

3 組織体制と業務概要

(1) 組織体制

発災直後の非常参集などの配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。災害廃棄物処理に係る体制として、経済環境部を中心に臨時の災害廃棄物処理対策組織を設置する。

(図表1-2-2)

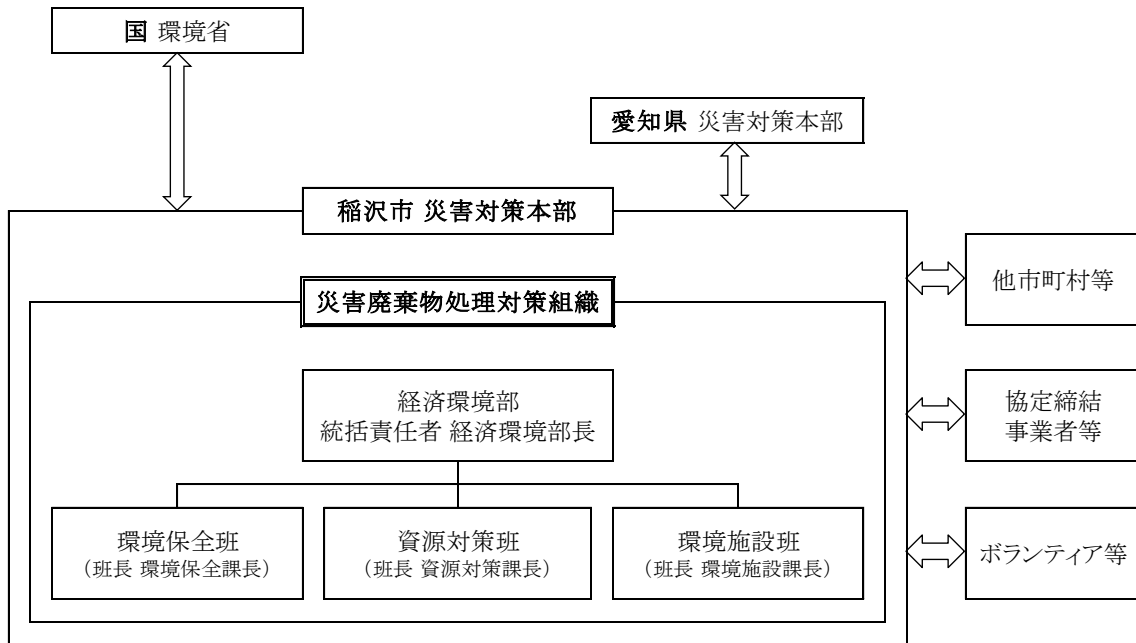
なお、臨時の体制を組織する際は、次の点に留意する。

- ・組織体制として、指揮系統が機能するように、統括責任者を置く。
- ・統括責任者は、経済環境部長をもって、環境センターにおける各班の班長は、環境保全課長、資源対策課長、環境施設課長をもって充てる。なお、統括責任者の責務を代行する者は、環境センターにおける各班の班長のうち一人をもって充てる。
- ・組織の業務は、処理の進捗にあわせて、危機管理班、建設部の各班と連携を図り、組織体

制の見直しを行う。

- ・他自治体からの人的支援の受け入れも考慮した組織体制とする。

図表 1-2-2 災害廃棄物処理に係る組織図



(2) 業務概要

発災前から、応急対応期、復旧・復興期にかけての作業の流れについて、担当区分・業務班ごとに示す。(図表 1-2-3)

災害規模等により異なるが、応急対応期は発災から3カ月程度まで、復旧・復興はそれ以降3年程度を目安とする。

図表 1-2-3 災害廃棄物対策業務概要

班名	担当	業務概要	発災前	応急対応	復旧・復興
環境保全班 資源対策班	総務	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理、他部署との連携	○	○	○
		職員参集状況の確認と人員配置		○	
		災害対策本部、県、他市町村、関係団体等との連絡及び支援要請		○	○
		市民への広報・相談等	○	○	○
		実施計画の策定	○	○	○
資源対策班	収集運搬	ごみ収集業務管理	○	○	○
		生活ごみ、避難所ごみ等の収集運搬	○	○	○
		損壊家屋等の解体・撤去		○	○
環境施設班	施設管理	ごみ処理施設の保守管理	○	○	○
資源対策班 環境施設班	保管・処理	仮置場、仮処理施設の確保・運営	○	○	○
		生活ごみ、避難所ごみ等の処理	○	○	○
		生活ごみ、避難所ごみ等の処理委託	○	○	○
環境施設班	し尿処理	し尿処理施設の保守管理	○	○	○
		し尿収集必要量の推計	○	○	
		仮設トイレの必要基数の把握と確保		○	○
		仮設トイレの設置状況の把握と収集体制の調整		○	○
		し尿収集運搬・処理		○	○

4 情報収集及び連絡

災害廃棄物対策を適正かつ迅速に実施するため、発生量、処理の状況、施設の被災状況など、収集した情報は災害廃棄物処理対策組織（以下「対策組織」という。）で集約し、一元管理を行う。

災害発生時の連絡体制については、一般電話、携帯電話、ファックス以外の複数の手段（防犯行政無線、庁内情報システムなど）を確保し、地域防災計画に基づき実施する。

災害対策本部から収集する情報は、図表1-2-4のとおりである。

図表1-2-4 災害対策本部から収集する情報

区分	情報収集項目	目的
建物等の被害状況の把握	・建物の全壊・焼失、半壊、床上浸水、床下浸水の棟数	・災害廃棄物等の発生量及び種類の把握
避難所と避難者数の把握	・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・仮設トイレ設置数	・避難所ごみ、し尿の発生状況の把握 ・仮設トイレの不足数の把握
ライフラインの被害状況等の把握	・停電・断水・ガスの供給停止状況及び復旧の見通し ・下水処理施設等の被災状況	・ライフラインの復旧見込みの把握 ・下水処理施設の活用の可能性把握
道路・橋梁の被害状況等の把握	・道路・橋梁の被害状況と復旧の見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握

5 関係機関、民間事業者等との連携

(1) 応援・支援体制

災害廃棄物処理は、本市が主体で行うことを基本とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県、周辺自治体、廃棄物処理業者等との協力・連携により広域的な処理を行う。

現在、他の市町村等と締結されている、災害時における応援・支援協定の主なものは、図表1-2-5のとおりである。

図表1-2-5 災害時における応援・支援協定

締結年月日	名称	協定締結先	概要
平成14年11月1日	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定	愛知県石油商業組合西尾張連合会第5地区	災害情報・応急措置資器材の提供
平成19年3月15日	災害時における応急対策の協力に関する協定書	稲沢建設協同組合	応急復旧
平成20年7月11日	災害時における応急対策の協力に関する協定書	稲沢緑化造園協同組合	応急復旧
平成24年12月20日	災害時における資機材等の調達に関する協定書	株式会社東海大阪レンタル	資機材等の提供
平成26年1月1日	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県・県内市町村・下水道管理者	一般廃棄物・下水道処理の相互応援
平成26年1月28日	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	廃棄物処理
平成27年11月25日	災害時における相互応援に関する協定書	富山県射水市	相互応援
平成28年4月1日	尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	春日井市・江南丹羽環境管理組合・尾張東部衛生組合・尾三衛生組合・小牧岩倉衛生組合・犬山市・海部地区環境事務組合・一宮市・名古屋市	ごみ処理業務の相互応援
平成29年7月6日	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	一宮市・津島市・犬山市・江南市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市・大口町・扶桑町・大治町・蟹江町・飛島村	相互応援
平成30年5月28日	災害時における相互応援に関する協定書	熊本県下益城郡美里町	相互応援

【稲沢市地域防災計画(平成30年度修正)を参考に作成】

(2) 自衛隊、警察、消防、ボランティア等との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のため、通行上支障となる路上の災害廃棄物の撤去を迅速に行えるよう、自衛隊、警察、消防、ボランティア等との連携を図る。また、災害廃棄物には有害物質等が含まれる可能性があるため、必要に応じてその情報を自衛隊や警察等に提供する。

6 市民等への広報

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため、災害廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に対して広報を行う。

広報は、広報紙、広報車、市ホームページ・SNS、避難所・掲示板への貼り紙などを行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞、ケーブルテレビなどの公共通信媒体を通じて情報発信を図る。(図表1-2-6)

図表1-2-6 市民等への広報

方法	内容
<ul style="list-style-type: none">・公共通信媒体(テレビ、ラジオ、新聞、ケーブルテレビなど)・広報紙・広報車・市ホームページ・SNS・避難所・掲示板への貼り紙 など	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物等の排出・収集方法・仮置場の設置状況・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止・廃棄物処理の進捗状況 など

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

1 ごみ・し尿の処理

(1) ごみの処理

生活ごみ及び避難所ごみ等は、原則、平常時の体制により収集運搬及び処理を行い、やむを得ない場合を除き、仮置場には搬入しない。事業系ごみについても、平常時と同様に許可業者による収集を原則とする。

一般廃棄物収集運搬委託業者は、図表2-1-1、一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可業者は、図表2-1-2のとおりである。

図表2-1-1 一般廃棄物収集運搬委託業者

名称	住所	電話番号	委託区分*
オオブユニティ株式会社	大府市北崎町駒場88番地	0562-47-0535	ごみ、プラ
株式会社サンキョークリエイト	稲沢市正明寺二丁目22番5号	0587-32-2541	ごみ、プラ
尾西清掃株式会社	愛西市柚木町山廻94番地3	0567-26-2908	ごみ、プラ
有限会社大政	津島市愛宕町9丁目11番地3	0567-25-7374	ごみ、プラ
有限会社杉本清掃	稲沢市平和町下起中219番地	0567-46-2785	ごみ、資源、粗大
稲沢資源組合	稲沢市福島町沢西95番地1	0587-36-2015	資源
祖父江町資源組合	稲沢市祖父江町森上本郷六4番地	0587-97-0217	資源

*ごみ…ごみ収集運搬業務、プラ…プラスチック収集運搬業務、

資源…リサイクル資源収集運搬業務、粗大…粗大ごみ収集運搬業務

図表 2-1-2 一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可業者

名 称	住 所	電話番号	許可区分
オオブユニティ株式会社	大府市北崎町駒場88番地	0562-47-0535	し尿含む
株式会社サンキョークリエイト	稲沢市正明寺二丁目22番5号	0587-32-2541	し尿含む
尾西清掃株式会社	愛西市柚木町山廻94番地3	0567-26-2908	し尿のみ
有限会社大政	津島市愛宕町9丁目11番地3	0567-25-7374	し尿のみ
有限会社吉川清掃社	愛西市内佐屋町松原39番地	0567-26-4918	し尿のみ
有限会社杉本清掃	稲沢市平和町下起中219番地	0567-46-2785	し尿のみ
株式会社アクテック	稲沢市平和町城之内21番地	0567-46-5554	
株式会社海部清掃	あま市西今宿平割26番地	052-441-5353	
有限会社稲沢クリーンサービス	稲沢市一色下方町368番地3	0587-23-1521	
永一産商株式会社	名古屋市港区春田野一丁目2001番地	052-303-2282	
有限会社尾張商事	稲沢市祖父江町山崎柳69番地	0587-97-0691	
株式会社金光	一宮市蓮池字郷西77番地	0586-69-7038	
株式会社紙資源名古屋	江南市般若町南山163番地1	0587-54-6779	
有限会社ケーアイ	北名古屋市中村権現5番地	0568-24-0279	
コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西95番地1	0587-36-2015	
佐藤工業	稲沢市祖父江町中牧1372番地	0587-97-0398	
サトマサ株式会社	津島市東柳原町一丁目26番地	0567-28-3103	
有限会社三幸	稲沢市中之庄海道町81番地	0587-23-0808	
株式会社JN	稲沢市高重中町12番地	0587-24-0820	
有限会社シンセイ	一宮市明地字東下城78番地1	0586-69-3056	
株式会社大中環境	一宮市明地字山中25番地	0586-69-1988	
中部メディカル有限会社	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	052-901-1310	
株式会社ディーアイディー	一宮市常願通五丁目20番地の1	0586-73-7840	
東海装備株式会社	名古屋市瑞穂区大喜町五丁目17番地	052-841-8627	
株式会社富田商店	北名古屋市中村天花寺126番地	0568-23-3221	
永井産業株式会社	清須市西須ヶ口58番地	052-400-8211	
林商店	一宮市大和町妙興寺字三十八社前40番地5	0586-46-5151	
株式会社富士商行	春日井市桃山町三丁目191番地	0568-82-0789	
有限会社ホクトサービス	清須市西枇杷島町城並三丁目6番地の1	052-502-5950	
星山商店有限会社	稲沢市法花寺町橋之下468番地	0587-36-8282	
丸二衛生有限会社	海部郡蟹江町学戸一丁目3番地	0567-96-4402	
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	0584-66-3657	
株式会社山一	稲沢市祖父江町森上本郷六4番地	0587-97-0217	
やまもと企画株式会社	岐阜県可児市塩河1054番地の1	0574-65-8353	
有限会社ユージン	津島市深坪町2丁目89番地1	0567-23-6366	
有限会社芳村商店	春日井市東野新町2丁目9番地の7	0568-84-2587	
有限会社ワイ・エス	愛西市赤目町杉土居12番地2	0567-37-3355	
株式会社ACS	愛西市日置町四反割27番地1	0567-22-3151	
株式会社宮崎	清須市西須ヶ口93番地	052-409-2281	

避難所におけるごみの分別、管理方法は、図表2-1-3のとおりである。避難者に対しては、掲示板等を使用して周知する。

図表2-1-3 避難所ごみの分別、管理方法

ごみと資源の種類	内 容	管理方法等
可燃ごみ	生ごみ、汚物など	夏季において、生ごみ等腐敗性の廃棄物は優先的に回収
不燃ごみ	陶磁器類、ガラス製品など	
プラスチック製容器包装	トレイ、その他容器包装プラスチック	
紙類	新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック	
布類		汚れの取れないものは可燃ごみ
ガラスびん		汚れの取れないものは不燃ごみ
ペットボトル		汚れの取れないものは可燃ごみ
金属類	スチール、アルミ缶など	
感染性廃棄物	注射針、血の付いたものなど	蓋のできる保管容器で管理し、トラックで回収

災害対策本部を通じて避難所、避難者数を把握するとともに、避難者数を基に収集運搬車両の必要台数を割り出し、3～4日後を目途にごみの収集運搬ルート、収集・処理体制を確保する。避難所、避難者数の増減にあわせて、随時、収集運搬ルートの見直しを行う。(避難所ごみの発生量の推計は、図表2-1-4のとおりである)

図表2-1-4 避難所ごみの発生量の推計

避難者数(人)	区 分	1人1日あたりの平均 排出量(g/人・日)	発生量(t/日)
90,000	可燃物(し尿を含む)	2,305	207
	不燃物	58	5
	資源	156	14
	合計	2,519	226

収集運搬車両に不足が見込まれる場合は、ごみや資源の種類に応じて優先順位を決め、たうえで収集運搬を行う。また、災害による破損などにより、環境センターで処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。

(2) し尿の処理

本市において、し尿の収集運搬は、市の許可業者（図表 2-1-2）が行い、平和町浄化センターで処理を行っている。災害時においても、平常時と同様に許可業者による収集運搬及び処理を原則とする。

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるが、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数等を把握し、計画的な収集体制を整備する。

し尿の発生量推計及び仮設トイレの必要数は、図表 2-1-5 のとおりである。

図表 2-1-5 し尿の発生量の推計と仮設トイレの必要数

◎し尿の発生量推計

避難者数	90,000 人
避難者を除いた水洗トイレが使用できない人数	22,600 人
避難者を除いたし尿汲取の人数	2,400 人
(合計: 仮設トイレが必要な人数)	115,000 人
1人1日当たりのし尿排出量	1.7 ℓ
想定される1日当たりのし尿発生量	195.5 kl

◎仮設トイレの必要数

仮設トイレ貯留槽容量	380 ℓ
仮設トイレの設置目安 ※回収を3日に一度とした場合	74 人/基
設置目安から算出する必要数	1,555 基

避難者数を基に、仮設トイレ、し尿収集運搬車両の必要台数を把握し、発災翌日にはし尿の収集運搬ルート、収集・処理体制を確保する。避難所、避難者数の増減にあわせて、随時、収集運搬ルートの見直しを行う。

し尿収集運搬車両や仮設トイレに不足が見込まれる場合は、協定に基づき県、周辺自治体、廃棄物処理業者等への応援・支援要請を検討する。

災害による破損などにより、平和町浄化センターで処理が困難な場合や処理能力が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。

なお、通常時のし尿収集運搬車両の稼働可能台数は、図表2-1-6のとおりである。

図表2-1-6 稼働可能台数

平成30年4月1日現在

区 分		浄化槽清掃業 許可業者
バキューム ローリー車	稼働可能台数(台)	52
	最大積載量※(kl)	202.4

※ 全バキュームローリー車が1回あたりに積載できるし尿等の量

2 一般廃棄物処理施設への対策

①耐震化等

環境センターは、震度6強程度の大地震が発生した場合においても、建物の倒壊や大きな損傷を受けることなく、使用可能な耐震設計がされている。また、環境センター内の設備等についても同様である。

施設が被害を受けなかったとしても、道路の寸断によるライフラインの断絶等で、施設の稼働に必要な薬剤等が不足することを想定し、事前の備蓄を行う。

②補修体制の整備

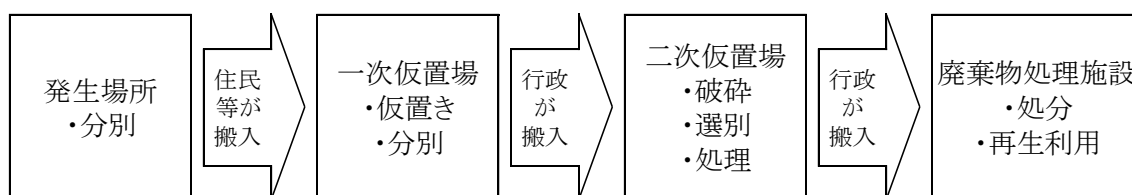
ひび割れ等、施設が損傷した場合に対処するため、補修等に必要な資器材の備蓄について検討していくとともに、災害時に運搬車両等の燃料が不足することを想定し、軽油等の備蓄を行う。さらに、災害発生後の施設の点検・修復に加え、プラントメーカー等との協力体制を確立する。

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

1 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理の流れは、図表2-2-1を基本とする。

図表2-2-1 災害廃棄物処理の流れ



災害廃棄物には、市で処理できない処理困難物も含まれることが考えられるため、県及び関係機関と連携し、民間事業者の協力も踏まえた処理方法を検討する。

災害廃棄物の発生量や処理可能量、一般廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、速やかに実行計画を策定する。

災害廃棄物の処理の進捗や状況の変化等にあわせて、実行計画の見直しを行う。

2 災害廃棄物発生量の推計

本計画における災害廃棄物発生量の推計は、県の推計を使用する。(図表2-2-2)

なお、発災時は、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量を把握し、実行計画に反映する。

図表2-2-2 災害廃棄物発生量の推計(選別前)

区分・品目等	発生量(t)	発生量(m ³)
可燃物	88,513	160,933
不燃物	303,501	205,068
合計	392,014	366,001

出典:愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)

3 収集運搬計画

図表1-1-4を参考に、廃棄物の種類ごとの分別収集方針を作成する。発災後は、実際の被害状況を踏まえて、分別収集方針を見直す。

家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物の積み込み・積み下ろしのための重機や平積みダンプなどの使用が想定されるため、産業廃棄物協会会員などとの協力体制を確保する。

①収集運搬車両

災害廃棄物の収集運搬と避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。収集運搬車両に不足が見込まれる場合は、委託業者や許可業者等に応援を要請し、それでも不足が解消されない場合は、協定に基づき県、他の自治体に応援を要請する。

なお、通常時の収集運搬車両の稼働可能台数は、図表2-2-3のとおりである。

図表2-2-3 稼働可能台数

区 分		直営及び一般廃棄物※2 収集運搬業務委託業者	一般廃棄物※3 収集運搬業許可業者
パッカー車等	稼働可能台数(台)	21	208
	最大積載量※1(t)	56.3	744.3

※1 全パッカー車等が1回あたりに積載できるごみ等の量

※2 平成30年6月1日現在

※3 平成30年4月1日現在

収集運搬車両等に関して、緊急通行車両に係る届出時期（事前または発災後）や届出方法、燃料の確保方法について整理する。

②収集運搬ルート

収集運搬ルートは、地域防災計画に示されている緊急輸送道路（図表2-2-4）及び避難所候補地や一般廃棄物処理施設、仮置場候補地などをもとに選定する。発災時には自衛隊、警察、消防などに提示できるようにしておく。

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などにあわせて、収集体制の見直しを行う。

4 仮置場の設置、管理・運営、返却

仮置場は、主に一時的な仮置き・分別を行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別・処理を行う二次仮置場に分けて設置を行う。災害規模等によっては、一次仮置場のみ設置を行い、そこで破碎・選別・処理を行う。

①必要面積の算定

- ・災害廃棄物の発生量に応じて算出される仮置場の必要面積は、図表2-2-5のとおりとする。

図表2-2-5 選別後の重量推計と仮置場の必要面積

種別	選別後の重量(t)	仮置場の必要面積(m ²)
可燃物	65,935	61,000
不燃物	109,010	
柱角材	7,714	
コンクリート	185,684	
金属	23,671	

出典:愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)

②用地確保

- ・実際の災害廃棄物の種類、量を踏まえて、直ちに用地確保を図る。仮置場の候補地は、図表2-2-6のとおりとする。
- ・仮置場の不足が生じた場合、新たに候補地を選定する。

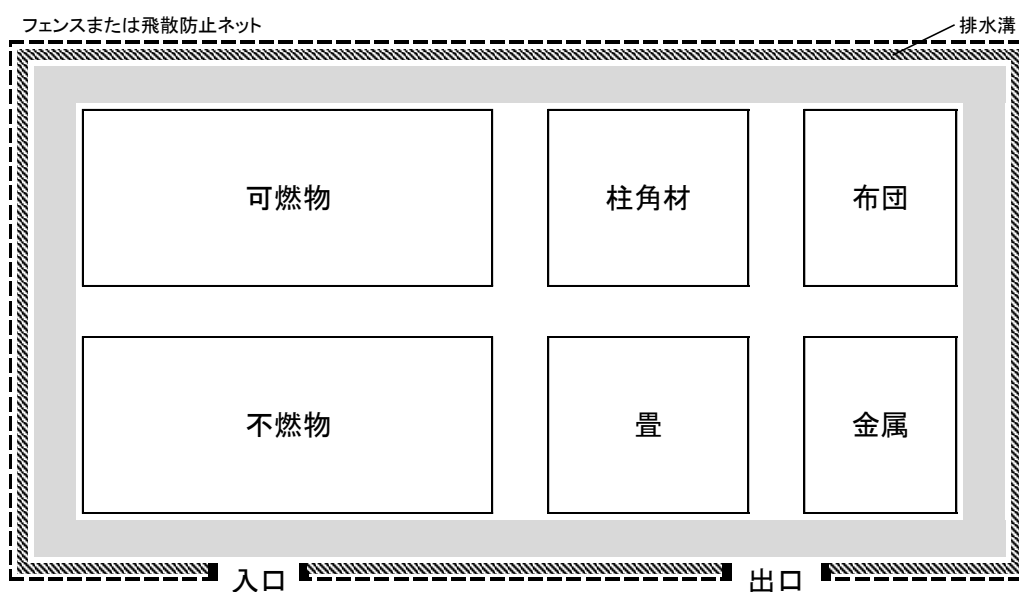
図表2-2-6 一次仮置場の候補地

名称	所在地	面積(m ²)
須ヶ谷グラウンド	平和町須ヶ谷前浪433番地1	10,600
市民球場	下屋二丁目99番地	27,900
西島運動広場	西島三丁目134番地2	19,100
祖父江の森	祖父江町桜方六町17番地	14,300
福島野球場	福島町沼角田62番地4	11,000
合計		82,900

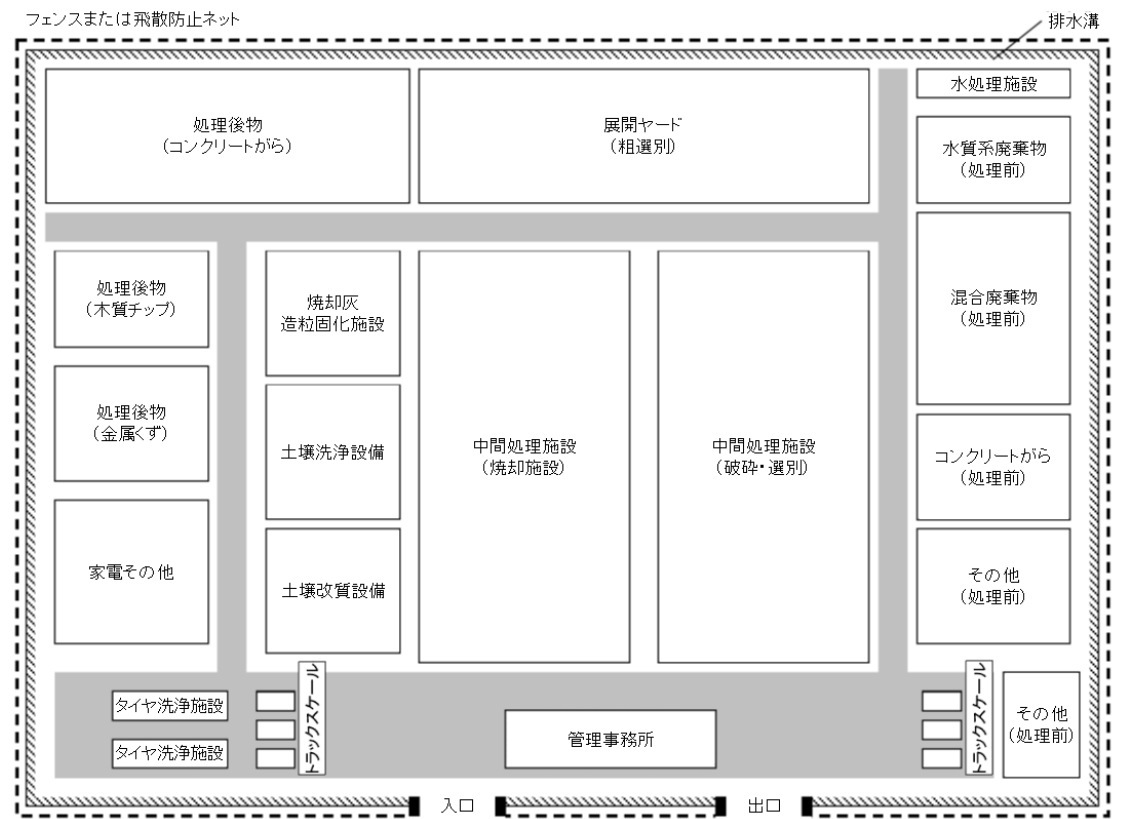
③仮置場の設置

- ・発災後、速やかに一次仮置場を設置する。
- ・仮置場の設置にあたっては、図表2-2-7、図表2-2-8を参考にして、仮置場ごとに配置を検討する。
- ・仮置場は、復興に向けた各種計画（復旧・復興計画、都市計画など）を勘案し、関係部局と調整のうえ、選定・設置を進める。

図表2-2-7 一次仮置場



図表 2-2-8 二次仮置場



【災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月、環境省）を参考に作成】

④管理・運営

- ・ 仮置場の所在地、搬入ルールを周知、広報する。
- ・ 仮置場は、効率的な受け入れ・分別・処理ができる配置・搬入動線に配慮する。
- ・ 必要な人員や機材（管理者、作業人員、重機、破碎機、消火器など）を配置する。
- ・ 災害廃棄物の数量管理（日々の搬入・搬出管理（計量と記録））を行う。停電や機器不足により計量が困難な場合、搬入・搬出回数や集積の面積・高さを把握する。
- ・ 紙布類や金属類等のリサイクル資源については、民間資源回収場所の利用を検討する。

⑤環境対策

- ・ 悪臭及び害虫、火災防止などの対策を行い、周辺への環境上の影響を防ぐ。

⑥返却

- ・ 処理の進捗にあわせて、仮置場の縮小、返却を行う。
- ・ 処理完了後は仮置場の復旧にあわせて、図表 2-2-18 に示す調査・分析方法に基づいたモニタリングを実施し、安全確認をしたうえで返却を行う。

5 中間処理、再資源化、最終処分

(1) 一般廃棄物処理施設の処理能力

本市の一般廃棄物処理施設における処理能力などの概要は、図表 2-2-9 のとおりである。

図表 2-2-9 一般廃棄物処理施設の処理能力

平成30年4月1日現在

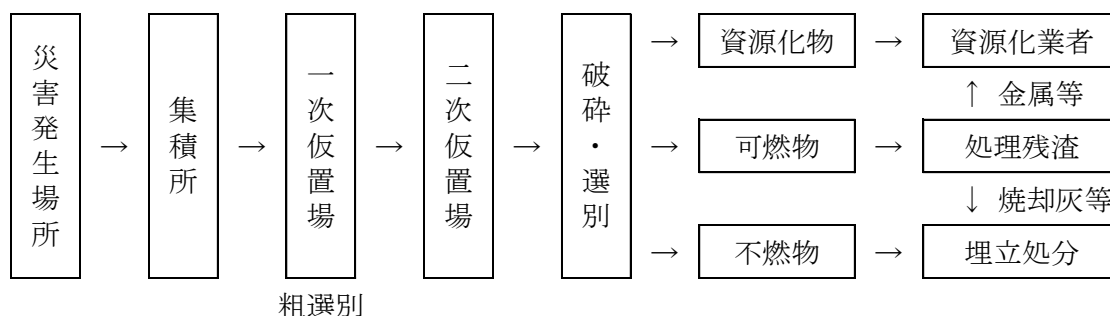
施設名称	施設概要	所在地、連絡先
稲沢市環境センター	180t/日 (60t/24h×3炉)	中野川端町74番地 電話:36-4357 FAX:36-3709
稲沢市平和浄化センター	170kl/日 (120kl/日+50kl/日)	平和町須ヶ谷本田101番地 電話、FAX:0567-46-2825

- ・選別後の重量推計（図表 2-2-5）と実際の廃棄物量を比較し、処理可能量にあわせて作業内容を見直し、実行計画に反映する。
- ・家屋の損壊数などの被害状況の面積等からも災害廃棄物等の発生量を推計し、必要に応じて他市町村への応援要請の検討や仮置場の確保を行う。
- ・処理の進捗にあわせて、実際に搬入される廃棄物の量や被災状況をもとに、廃棄物の発生量及び要処理量の見直しを行う。
- ・廃棄物処理施設や周辺道路の被災状況を把握し、処理施設の稼働の安否を確認する。
- ・発生した災害廃棄物及び一般廃棄物は、市の処理施設で対応する。また、施設の被災状況や廃棄物量をもとに、必要に応じて仮設処理施設を設置する。
- ・市の処理施設や仮設処理施設でも対応できない場合は、協定に基づき、県、他の自治体、民間事業者等に支援を要請し広域処理を行う。

(2) 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、図表 2-2-10 のとおりとする。災害廃棄物は、可能な限り、資源化を図る。

図表 2-2-10 処理フロー



処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、実施フローを作成する。災害廃棄物処理の進捗状況にあわせて、実施フローを見直す。

(3) 分別、処理、再生利用

最終処分量の削減や処理期間の短縮などのため、災害廃棄物等の再生利用を進める。図表 2-2-11 にある留意事項に配慮し、処理と再生利用、処分を行う。

災害廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設は、図表 2-2-12 のとおりである。

図表 2-2-11 災害廃棄物の種類ごとの処理方法及び留意事項

種 類	処理方法及び留意事項
混合廃棄物	有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別を行う。
木くず	トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離し、再資源化を行う。
コンクリートがら	分別し、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。
家電類	家電リサイクル法の対象物については、同法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルを行う。その他については、リサイクルできるように処理を行う。
腐敗性廃棄物	畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するおそれがあるため、迅速に処理する。
廃自動車	所有者の意向を確認したうえで、通行障害となっている車両を仮置場等に移動させる。

【災害廃棄物対策指針(平成30年3月、環境省)を参考に作成】

図表 2-2-12 中間処理施設

名 称	住 所	種 類
コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西95番地1	剪定枝等
株式会社シーピーアール	海部郡飛島村大字新政成字戌之切930-1	ペットボトル
株式会社アイホク	北名古屋市鍛冶ケ一色西二丁目52	プラスチック製容器包装
有限会社八開チップ	愛西市鵜多須町寺浦108	剪定枝等
フルハシEPO株式会社	清須市西堀江西浦2417番地1	剪定枝等
有限会社のうび緑化	海津市南濃町羽沢957	剪定枝等
株式会社ディーアイディー	一宮市明地字井之内34-1	食品残渣
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102	食品残渣
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	主灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361-1	主灰

- ・災害廃棄物については、緊急性のある廃棄物以外は混合しないよう、その後の処理や再生利用を考慮し、収集時または仮置時に、可能な限り分別・保管を行う。
- ・廃棄物の腐敗等への対策を講ずる。災害廃棄物は、腐敗が進みやすいものから優先して処理する。
- ・害虫駆除や悪臭対策は、専門機関に相談のうえ、殺虫剤や消石灰、消臭剤などの散布を行う。
- ・復旧事業などにおいて、再生利用製品の活用が望まれることから、再生利用製品の品質・安全性に配慮した分別・処理を行う。
- ・再生利用の実施にあたっては、種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。品目ごとの再生利用については、以下のとおりとする。

《柱角材》

柱角材については、図表2-2-13を参考に処理を行う。

図表2-2-13 柱角材・木質チップの主な受入先及び留意点

用途		受入先	留意点
マテリアル	木質製品原料材 (木質ボード、合板材)	・木材加工業者 ・合板業者	・汚れの少ない家屋解体木材が最適 ・仮置場で破砕せず、民間業者へ搬出
	製紙原材料	・製紙工場	・生木(丸太)が最適 ・仮置場で破砕せず、民間業者へ搬出
	マルチング材 生育基盤材 堆肥減量	・木材加工業者 ・合板業者 ・造園業者	・土砂混入も可 ・東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について(平成24年環境省通知)
サーマル	燃料用チップ	・木質ボイラー ・木質バイオマス発電等	・ボイラーの機種により受入条件が異なる ・民間業者又は仮置場で概ね50mm以下に破砕
	セメント原燃料材	・セメント工場	・土砂混入も可 ・民間業者又は仮置場で概ね51mm以下に破砕

出典:愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)

《コンクリートがら》

コンクリートがらについては、民間事業者または仮置場で粉砕処理を行い、再生砕石として再資源化する。コンクリート再生砕石については、図表2-2-14を参考にして、資材としての活用を図る。

図表2-2-14 コンクリート再生砕石の活用用途

用途	中間処理方法	
道路路盤材 土地改良材	路盤材 (再生クラッシュラン)	・40mm以下に破砕 (再生砕石RC40(0~40mm) 相当品)
	液状化対策材	
	埋立柱材	
	埋め戻し材・裏込め材 (再生クラッシュラン・再生砂)	・最大粒径は利用目的に応じて適宜選択する
コンクリート製品原料	再生骨材M	・5~25mmに破砕 ・二次破砕を複数回行う
	その他	・用途に応じて作成

出典:愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)

《金属くず》

金属くずについては、専門の回収業者へ有価物として売却する。

(4) 最終処分

最終処分場は、図表2-2-15のとおりとする。実際の処分予定量に応じて最終処分場を確保し、最終処分場の被災状況や受入可能量に基づき、計画的な運搬を行う。

最終処分場の被災状況を確認しつつ、必要に応じて追加で検討を行う。最終処分場の確保が困難な場合や最終処分場が不足する場合は、広域処理を行う必要があるため、県、他の自治体、民間事業者等に支援を要請する。

図表2-2-15 最終処分場リスト

名称	所在地
公益財団法人 愛知臨海環境整備センター	武豊町大字東大高地先 衣浦港3号地
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713

6 広域処理

本計画における関係機関との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れたものとする。

広域処理のために、県及び近隣自治体との連絡体制や手順について、情報共有や訓練の実施、契約書等様式類を検討・準備しておく。

広域処理体制について、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する県外の自治体などとの災害廃棄物処理にかかる協定締結についても検討を行う。

① 支援体制

- ・ 県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況などから受け入れの可否、受入可能量などの検討を行い、速やかに報告する。
- ・ 支援を行う場合は、市町村間で受入手続を行うとともに、必要に応じて受入施設の周辺住民に対し説明を行い、合意形成を図る。
- ・ 市内の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きを検討する。

② 受援体制

- ・ 市単独で計画的な廃棄物の処理が困難な場合は、広域処理を検討する。広域処理が必要と判断した場合は、県と協議のうえ、実施に向けた調整を行う。

7 適正処理が困難な廃棄物の対策

災害時における適正処理が困難な廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、図表2-2-16のとおりとする。

適正処理が困難な一般廃棄物については、排出方法や適切な処理方法等を住民に広報する。また、産業廃棄物については、事業者の責任において処理することを原則とする。

不法投棄等、市で適正に処理することが困難な場合は、専用の保管場所を設けて適宜保管する。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災などを防止するため、散水等による湿潤化や他の災害廃棄物と混合しないよう分別・保管し、早期の処理を行う。混合状態となった災害廃棄物を処理する場合、防塵対策の実施に加え、作業員は適切な服装やマスクを着用するなど、労働環境安全対策を徹底する。

図表2-2-16 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項
スプレー缶・カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・完全にガスを出し切ったものは金属くずとして再資源化する。
蛍光灯、使用済み水銀製品	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・破損しないようボックス等で保管する。
電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・水銀を含むボタン電池等は、ボックス等で保管する。 ・発火のおそれがあるリチウム電池は、取り扱いに注意する。
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 ・特定窓口、指定取引場所の照会 ⇒ (株)消火器リサイクル推進センター
ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発・ガスの漏えいの危険性があるため、不用意に扱わず関係団体に連絡する。 ・所有者がわかる場合は所有者に返還。不明の場合は仮置場で一時保管する。
農薬類	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店・メーカーに回収依頼、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め、事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
感染性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器・注射針等の感染性廃棄物は、専用の蓋付きの容器に他のものと分けて保管し、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材の製作年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものは、他の廃棄物と混合せずに別保管する。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等は、撤去・解体前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去・解体及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物は処理対象物とせず、PCB保管事業者引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去・解体を行う場合や撤去・解体作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・覆いをしたり裏返しにするなどして、なるべく太陽電池パネルに光が当たらないように努める。 ・ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないよう、ビニールテープを巻く等の対応をする。 ・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。

【災害廃棄物対策指針(平成30年3月、環境省)を参考に作成】

8 路上の廃棄物の除去

災害廃棄物や損壊家屋の撤去に伴うがれきなどで、道路の通行上支障がある場合、自衛隊、警察、消防、防災、道路管理、復旧・復興などの各関係担当部署と連携して処理を進める。

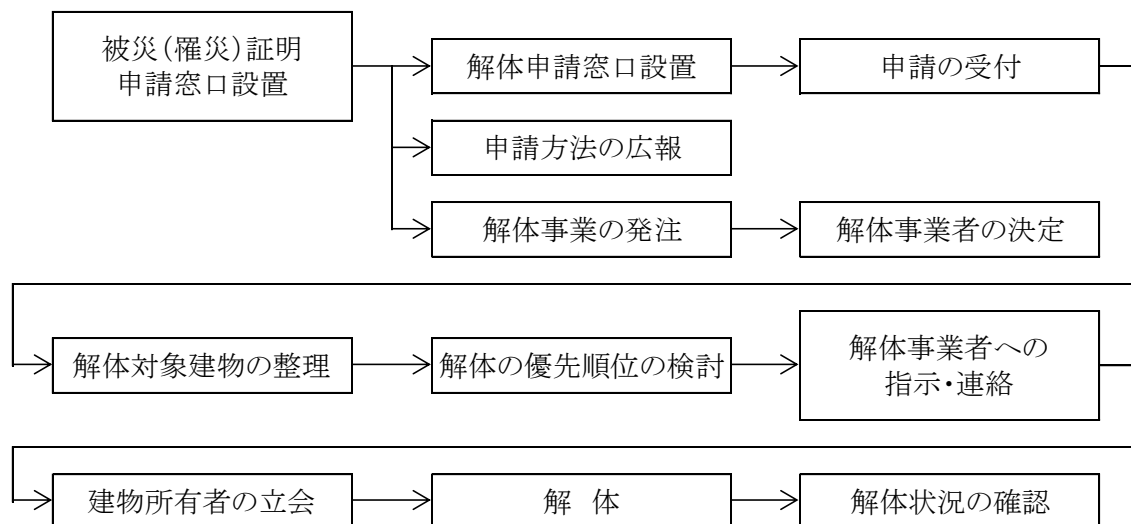
応急的に道路上から排除した災害廃棄物等は、順次、仮置場へ搬入する。

9 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去は、建設部の各班等と連携して行う。(図表2-2-17)

解体に際しては、建設リサイクル法に基づく分別を徹底する。また、石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、必要な手続きを行い、適正に処分する。

図表2-2-17 解体・撤去の手順



①通行上支障がある災害廃棄物の優先撤去

人命救助、避難路及び緊急輸送道路確保のため、通行上支障がある災害廃棄物を速やかに撤去する。

②倒壊の危険性のある建物の優先撤去

倒壊の危険性のある建物は、所有者の申請を基本としつつ、所有者等に連絡が取れない場合においても、土地家屋調査士等が建物に価値がないと判断した場合には、解体・撤去を行う。

10 環境対策、モニタリング、火災防止対策

廃棄物処理現場における労働災害や地域住民の生活環境への影響を防止するため、環境モニタリングや火災防止対策を行う。

①環境対策、モニタリング

- ・モニタリングの手法については、図表2-2-18に示す調査・分析方法に基づき、被害状況に応じて必要なものについて実施し、その結果を公表する。
- ・モニタリングの実施場所や調査項目、調査・分析方法は、被災状況を踏まえて決定する。また、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて調査項目の見直し・追加等、再検討を行う。
- ・有害物質等の漏洩事故があった場合、県と連携して、事故の状況等を把握し、事故の原因者が実施する応急措置、再発防止策などの妥当性を判断し、必要な指導を行う。

図表2-2-18 環境モニタリングの方法

項目	調査・分析方法
大気(飛散粉じん)	ろ過捕集による重量濃度測定方法(JIS Z 8814)に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気(アスベスト)	アスベストモニタリングマニュアル第4.0版(平成22年6月、環境省)に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)に定める方法
振動	振動レベル測定方法(JIS Z 8735)に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定有害物質(土壌ガス調査) 平成15年環境省告示第16号(土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法) ・第二種特定有害物質(土壌溶出量調査) 平成15年環境省告示第18号(土壌溶出量調査に係る測定方法) ・第二種特定有害物質(土壌含有量調査) 平成15年環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法) ・第三種特定有害物質(土壌溶出量調査) 平成15年環境省告示第18号(土壌溶出量調査に係る測定方法)
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」(H7.9環告第63号)に基づく方法
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準を定める省令(S46.6総理府例第35号) ・水質汚濁に係る環境基準について(S46.12環告第59号) ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について(H9.3環告第10号)

【災害廃棄物対策指針(平成30年3月、環境省)を参考に作成】

②悪臭及び害虫発生の防止

- ・腐敗性廃棄物の処理を優先的に実施するとともに、消石灰の散布による悪臭等の防止や、原因となり得る廃棄物の密閉容器やフレコンバッグへの保管等を行う。
- ・廃タイヤなど水がたまりやすい形状の廃棄物の処理は、水たまりに害虫が発生しないよう早期に行う。
- ・悪臭や害虫が発生した場合は、一宮保健所との連携や公益社団法人日本ペストコントロール協会等への相談を行い、消石灰や消臭剤、殺虫剤の散布などを行う。

③仮置場における火災防止対策

- ・火災発生に備え、消火機材を確保する。
- ・仮置場での火災予防は、図表 2-2-19 を参考に行う。また、必要に応じて巡回監視や温度計測を行う。

図表 2-2-19 仮置場の火災防止対策

項目	内容
保管の高さ等	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性廃棄物(混合廃棄物を含む)の保管の高さは5m以下 ・堆積物間の離隔距離は2m以上
分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ・スプレー缶、灯油缶(ストーブも含む)、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物について分別の徹底 ・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混在させない
仮置場の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させない
放熱・ガス抜き	<ul style="list-style-type: none"> ・数週間に一度は、堆積物の切り返しを行う ・ガス抜き管(有孔管)を当初又は切り返し時に設置(下部に砕石マウントを設置している場合は不可)
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回監視を実施 ・表層から1m程度の深さの温度を測定
消火対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓、防火水槽、消火器の設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管の高さや分別の徹底を遵守

【災害廃棄物対策指針(平成30年3月、環境省)を参考に作成】

11 思い出の品

思い出の品の取扱方法は、図表2-2-20のとおりとする。貴重品は警察へ届け出る必要があるため、書類を作成する。

図表2-2-20 思い出の品の取扱方法

項目	内容
主な対象物	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、金庫、貴重品(財布、通帳、印鑑、貴金属)など
持ち主の確認方法	公共施設で保管、台帳の作成、閲覧、申告など
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。または、住民・ボランティアの持ち込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティアの協力などを検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は、郵送で引き渡しも行う。

【災害廃棄物対策指針(平成30年3月、環境省)を参考に作成】

保管場所を確保し、図表2-2-20に基づいた回収・保管・運営・返却を行う。

保管・管理にあたっては、破損防止や個人情報が含まれていることへの配慮など、適切な保管に努める。

保管期間については、遺失物法の規定に準じる。

第3編 本計画の推進、見直し

1 本計画の推進

本計画は、国や県から災害廃棄物処理対策等にかかる技術的な支援を得るとともに、広域化ブロック会議や各種既存の会議などを活用して、市町村間の連携を図り推進する。

2 教育（人材育成）、訓練

本計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに災害時に本計画が有効に活用されるよう教育・訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物処理等の教育や訓練、研修会及び稲沢市総合防災訓練の参加を通じて、人材の育成を図る。

3 本計画の見直し

市の防災対策や廃棄物対策の進捗、国や県の災害廃棄物対策の見直し、国内の大規模な災害における対策事例などにより、必要に応じて本計画の見直しを行う。